

## 参考資料

- 1 用語解説
- 2 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 3 策定経過

# 1 用語解説

行	用語	説明	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	2,5,11,12,24 48,52,53
	アウトリーチコンサート	文化芸術に触れる機会の少ない人たちのところへ芸術家が出向いて行う出張コンサート。上尾市では、子供たちの文化芸術への関心を高めることを目的に、小学校でクラシックコンサートを開催している。	70
	あげお市政出前講座	市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能や市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取組を促進することを目的にしている。	13,62
	アップー学校パトロール隊	すべての中学校区で組織している学校、保護者、地域の方による非行防止、不審者対策、防犯対策などを目的としたパトロール隊。	38
	アップースマイルサポーター	障害のある児童及び生徒が在籍する通常学級に対し、生徒指導の充実と健全な学級運営を図るため、学級担任等の教員の補助を行う。	2,7,33,41
	アップースマイル教員	中学校第1学年で、1クラス35人学級を編成し、きめ細やかな指導の充実を図るために配置する教員。	7,29
	ESD	持続可能な開発を促進するため、地球的な視野をもつ市民を育成することを目的とする教育。	30
	インクルーシブ教育	障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。	33
	NPO	Non Profit Organization の略。「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命 (ミッション) の現実を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。	78
か	親の学習プログラム	埼玉県教育委員会が作成した親の学習のためのプログラム。子育て中の親等を対象として子育てに必要な知識やスキルを学ぶことができる「親が親として育ち、力をつけるための学習」のプログラムは、家庭教育に関する研修や学習活動に幅広く活用されている。	59
	外国語指導助手 (ALT)	ALTはAssisitant Language Teacher の頭文字。中学校や高等学校などで日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。昭和62年度より導入。	8,30
	外国語活動	新学習指導要領により、小学校第5学年及び第6学年に外国語活動が新設され、平成23年度から全小学校において実施されることとなった。上尾市では、平成21年度より先行実施している。	9,30
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとしての協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	13,20,57,58 80
	学校感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定された、学校において予防すべき感染症。(インフルエンザ、麻疹、感染性胃腸炎など)	44,45
	学校規模の適正化	標準学級数12～18学級(学校教育法施行規則)	50
	学校適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資する。	41
	学校評価	学校運営の改善と発展を目指し、各学校で教育活動の成果を検証するもの。	50
	学校評議員制度	開かれた学校づくりを推進するとともに、学校が説明責任を果たしていくという観点から設けられた制度。評議員は、教育に関する理解及び識見を有する人の中から委嘱され、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる。	11

行	用語	説明	ページ
か	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	10,47
	キャリア教育	児童生徒に勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育。	8,27,31,32
	教育に関する3つの達成目標	埼玉県において「学力」(＝知)、「規律ある態度」(＝徳)、「体力」(＝体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	28,35,42
	子ども大学	大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家が講師となり、子供の知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行う事業。	14,62
さ	さわやか相談室相談員	児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、児童生徒や保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。	38,41
	さわやかメール	相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合に電子メールで相談を受けている。	38
	支援籍	ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒とない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対して、より適切な教育的支援を行うため、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。埼玉県独自の学籍。	33
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。	17,74
	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法に定義される用語。埋蔵文化財と呼ばれる石器や土器などの遺物や遺構を包蔵する土地として周知されている土地をいう。市では、周知の埋蔵文化財包蔵地を分地地図や台帳を整備して、情報の提供を行っている。	71
	小1プロブレム	小学校入学直後の児童に見られる問題行動。授業中に落ち着いて話を聞くことができず、騒いだり、歩き回り、注意されると感情的になるなどして、集団行動がとれず、学校生活に適応できない。制約の少ない幼稚園・保育園と規則の多い小学校の環境の格差、家庭教育の欠落・不足による基本的生活習慣・自制心の獲得の遅れなどが原因とされる。	32
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。	5,53
	食育	生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。	23,34,46,47
人権感覚育成プログラム	平成20年に埼玉県教育委員会が作成した「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむための『自分』『人』彩発見プログラム」のこと。学校教育編と社会教育編(平成21年)とがある。このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達の段階に即して、その視点に沿った学習が、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの中で計画的、系統的に学習できるに構成されたもの。	39	

	用語	説明	ページ
さ	人事評価	教職員が設定した目標の達成状況並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢を評価すること。	11,12,49
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。	10
	スポーツリーダーバンク	スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。	75
	セカンドブックスタート	市内全小学生に「読書パスポート」を配布する事業。読書の楽しさを引き出すきっかけづくりを目的としている。	14,67
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。	76
た	中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。	32
	デージー資料	視覚などの障害により活字による読書が困難な人のための録音資料。	66
	ティームティーチング	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の児童・生徒を指導する指導方法および形態。学級内における教師間の協力のほか、学級の枠を越えて学習集団を柔軟に編成することもある。	28,30
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。	9,36
	読書パスポート	図書館の利用案内や調べ学習の仕方、おすめの本などを掲載しているほか、読書の記録ができるようになっている小冊子。平成26年度から、小学生に配布している。	14,67
	特別支援教育	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、盲学校、聾学校及び養護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級の指導において行われる教育。	2,22,27,33
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする教員。	33
な	ネットパトロール	非行・問題行動の未然防止に資するため、市内中学校11校の学校非公式サイトとLINEは除く個人(SNS)サイトを監視調査するいじめ根絶対策事業。教育委員会は、毎月の調査報告内容を精査し、緊急性の高い事案については速やかに学校に情報提供する体制を整えている。情報提供を受けた学校は、指導体制を確立し、保護者及び生徒に指導をする。	9,38
は	ブックスタート	4か月健診の際に赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。	14
	文化芸術振興基金	文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。	15,70
	非構造部材	建物の構造体以外の天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等。	51
ま	まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。	13,15,80

## 2 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

平成27年4月20日

教育長訓令第3号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、上尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小中学校長又は中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部教育総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育総務部スポーツ振興課長	教育総務部図書館次長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長
---------	---------	-------------	-------------	---------------	------------	-----------	-----------	-------------	-------------------

### 3 策定経過

開催日		会議名	主 な 内 容
平成27年	4月30日	第1回策定委員会	計画策定の趣旨、これまでの取組状況について
	5月18日	第1回作業部会	基本理念、基本方針、基本目標について
	6月12日	第2回作業部会	第1期計画の成果及び課題について
	7月13日	第3回作業部会	施策及び主な取組について
	8月10日	第4回作業部会	施策及び主な取組について
	9月16日	第5回作業部会	第2期計画の素案について
	9月17日	第2回策定委員会	基本理念、基本方針、基本目標について
	9月30日	第6回作業部会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月19日	第7回作業部会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月20日	第3回策定委員会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月29日	教育委員会10月定例会	策定状況について報告
	11月 4日	第8回作業部会	総論、施策の展開について
	11月10日	第4回策定委員会	総論、施策の展開について
	11月18日	教育委員への説明会	計画（案）について説明
	12月 7日	第9回作業部会	教育委員からの意見、各基本目標の主な目標値について
	12月 9日	第5回策定委員会	施策の展開、計画の推進について
12月24日	教育委員会12月定例会	計画（案）について協議	
平成28年	1月 8日 ～28日	市民コメント募集	計画（案）について意見募集
	2月 2日	第10回作業部会	市民コメント結果、学識経験者からの意見、計画（案）について
	2月 3日	第6回策定委員会	市民コメント結果、学識経験者からの意見、計画（案）について
	2月18日	教育委員会2月定例会	計画（案）について議決

### ○上尾市民憲章（昭和 63 年 7 月 15 日制定）

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切にし、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

### ○上尾市スポーツ都市宣言（昭和 51 年 5 月 2 日宣言）

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育くみ、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

### ○上尾市非核平和都市宣言（昭和 60 年 8 月 15 日宣言）

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

### ○上尾市人権尊重都市宣言（平成 7 年 10 月 3 日宣言）

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

### ○上尾市子ども憲章（平成 15 年 10 月 1 日制定）

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。